

## セーフティネット保証2号、4号、5号（様式例集）

セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書）		
	認定基準	申請様式
通常の認定基準 (ダイハツ工業の生産停止)	ダイハツ工業と直接的または間接的に取引を行っており、事業活動を20%以上依存している中小企業者 <u>かつ、</u> ダイハツ工業が生産停止をした令和5年12月20日以降のいづれか1か月間の売上高等が前年同月比▲10%以上 <u>かつ、</u> その後の2か月を含む3か月間の売上高等の実績または見込みが前年同月比▲10%以上	①-イ（直接的） ①-ロ（間接的）

セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書）		
	認定基準	申請様式
通常の認定基準 (令和6年能登半島地震)	原則として最近1か月（地震発生後の期間）の売上高等が前年同月比▲20%以上 <u>かつ、</u> その後2か月間を含む3か月間の売上高等の前年同期比▲20%以上が見込まれる	（イ-①）通常の様式 (令和6年能登半島地震)
創業者等用に運用緩和した認定基準  ※業歴3か月以上1年1か月未満の事業者や、 前年以降の店舗増加等の理由により、 前の年の売上高等と比較できない方	【区分①】災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合 最近1か月の売上高等と令和5年10～12月の月平均売上高等を比較し▲20%以上 <u>かつ、</u> その後2か月間を含む3か月間の売上高等と令和5年10～12月の3か月間の売上高等を比較し▲20%以上が見込まれる  【区分②】災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合 最近1か月の売上高等と令和6年1～3月の月平均売上高等を比較し▲20%以上 <u>かつ、</u> その後2か月間を含む3か月間の売上高等と令和6年1～3月の3か月間の売上高等を比較し▲20%以上が見込まれる	（イ-②）（創業者等用）  （イ-③）（創業者等用）

## セーフティネット保証 5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書）

※営んでいる事業が全て信用保証指定業種に属する事業の方は各区分①の様式を、

信用保証指定業種と指定業種以外に属する事業を兼業されている方は各区分②の様式をお使いください。

認定基準		申請様式
売上高要件（通常の認定基準）	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近3か月の売上高が前年同期と比較し▲5%以上	(イ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近3か月における指定業種の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、 <u>全体と指定業種</u> それぞれの最近3か月の売上高が前年同期と比較し▲5%以上	(イ-②)
売上高要件（創業者等用に運用緩和）  ※業歴1年3か月未満の事業者で、 前年以降の店舗増加等の理由により、 前年の売上高等と比較できない方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近1か月の売上高がその直前の3か月間の月平均売上高と比較し▲5%以上	(イ-③)（創業者等用）
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近1か月間における指定業種に属する事業の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、 <u>全体と指定業種</u> に属する事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高と比較し▲5%以上	(イ-④)（創業者等用）
原油高要件  ※製品等原価のうち20%を占める原油等の 仕入価格が20%以上上昇しているが、 製品等価格に転嫁できていない方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 (1)-(3)に該当 (1) 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 (2) 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比較して20%以上 (3) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている	(ロ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近1か月における指定業種に属する事業の売上原価が全体の売上原価の20%以上、かつ、(1)-(3)に該当 (1) 全体と指定業種のそれぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上 (2) 指定業種の最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月に比較して20%以上 (3) 全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている	(ロ-②)
利益率要件  ※為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにも できない外的要因による原材料費や人件費等の増加 を受けた利益率の減少が生じている方	【区分①】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して▲20%以上	(ハ-①)
	【区分②】 指定業種と非指定業種に属する事業を兼業されている場合 最近3か月における指定業種に属する事業の売上高が全体の売上高の5%以上、かつ、 <u>全体と指定業種</u> に属する事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して▲20%以上	(ハ-②)